国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程 第2章 参加資格違反に関わる処分内容一覧

項目		競技会開始前	競技会期間中	競技会終了後
故 意 又は 重大な過失	当該者	当該大会への出場を直ちに中止させる。当該者の成績をすべて抹消する。国スポへの次回大会以降に開催される3元では国民スポーツ大会委員会で審議の上、	大会以上の参加禁止処分とし、処分内容につい , 決定する。	 国スポへの次回大会以降に開催される 3 大会以上の参加禁止処分とし、処分内容については国民スポーツ大会委員会で審議の上、決定する。 当該大会における当該者の成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。[個人競技]
	所属チーム (団体競技の場合) 並びに、所属都道府県体育・ スポーツ協会及び中央競技団 体	 当該所属チームについても直ちに出場を中止させる。 当該競技者所属チームの成績をすべて抹消する。 当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育・スポーツ協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国民スポーツ大会委員会で審議の上、決定する。 		 当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育・スポーツ協会及び当該中央競技団体については、厳重注意以上の処分とし、処分内容については、国民スポーツ大会委員会で審議の上、決定する。 当該大会における当該チームの成績は抹消した上で、改めて全都道府県の全成績を見直すものとする。[団体競技]
	全般	処分内容については、当該者及び当該所属チーム、並びに所属する都道府県体育・スポーツ協会及び当該中央競技団体に対して注意以上 スポーツ大会委員会で審議の上、決定する。		協会及び当該中央競技団体に対して注意以上の処分とし、国民
過 失	個人競技	 当該大会を含む2大会以内の参加・出場を認めない。 次順位の競技者の参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位の競技者が参加・出場できることとする。 	▶ 当該大会への出場を直ちに中止させ、成績を抹消する。	当該者については、違反が判明した大会以降に開催される2大会以内の、国体への参加は認めない。成績は訂正しないものとする。
	団体競技	 ▶ 当該者の当該大会を含む 2 大会以内の参加・出場を認めない。 ▶ 当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において、競技会に出場できるものとする。 ▶ 当該者の所属チームが当該競技規則を満たすことができず、出場できない際には、当該ブロック内における次順位のチームの参加・出場が可能である場合は、当該ブロック内における次順位のチームが参加・出場できることとする。 	 ▶ 当該者の当該大会への参加を直ちに中止させる。 ▶ 当該所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技することができる。 ▶ 成績も認めるものとする。 	